



利用可能な業態を拡充しました！

「株主優待内容」一部変更のお知らせ

このたび松屋フーズホールディングス（本社：東京都武蔵野市、代表取締役社長：瓦葺一利）では、カレー業態の「マイカリー食堂」、天ぷら・そば業態の「、松」におきまして、株主優待をご利用できるよう制度変更致しますのでお知らせいたします。

◎株主優待内容変更の理由

当社は、株主様を支援顧客層と位置付け、株主の皆様からのご支援にお応えするとともに、当社の事業内容をより一層ご理解していただくことを目的として、株主優待制度を実施しております。

この度、「松屋」、「松のや・松乃家・チキン亭」、「松そば」に加え、「マイカリー食堂」、「、松（てんまつ）」を優待券ご利用対象店舗とすることで、株主の皆様にご当社の商品をお召し上がりいただき、さらなるご支援をいただければと存じます。

◎株主優待内容

■マイカリー食堂

- ①すべてのメニューから一品ご利用いただけます。
- ②お持ち帰りにもご利用いただけます。松弁ネットもご利用可能です。
- ③各種サイズご利用いただけます。

※期間限定メニューも対象です。

■、松（てんまつ）

- ①すべてのメインメニューから一品ご利用いただけます。
- ②お持ち帰りにもご利用いただけます。
- ③ライス・そばは「大盛」に変更いただけます。（2枚盛は差額分お支払いの上、ご利用いただけます）
- ④各種セットは対象外です。（例：各種丼そばセット）

※期間限定メニューも対象です。

※サイドメニューは対象外です。

■変更開始日

2020年3月1日（日）午前10時から

【問い合わせ先】株式会社松屋フーズホールディングス 総務・広報グループ

Tel：0422-38-1121 Fax：0422-38-1154

本社所在地：〒180-0006 東京都武蔵野市中町1-14-5

店舗数：国内全業態：1,186店舗、牛めし業態：962店舗 とんかつ業態：196店舗（2020年1月31日現在）